

自由の森法律事務所 報酬基準

平成26年4月1日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、自由の森法律事務所大江真人（以下「弁護士」という。）が、事件受任に当たって受領する報酬を明らかにすることによって、依頼者が弁護士に事件を依頼するか否かの検討資料を提供するとともに、弁護士と依頼者との間の紛争を防止し、弁護士と依頼者との間の相互理解に基づく信頼関係を構築することを目的とする。

(個別契約による変更)

第2条 この基準は、依頼者と弁護士との協議により変更することができる。ただし、その変更は、変更後の報酬基準または報酬額を委任契約書に記載しない限り、効力を生じない。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士は、依頼者から、報酬として、第2項に定める法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当を受領することができる。

2 前項の報酬の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法律相談料 法律相談の対価をいう。
- (2) 書面による鑑定料 書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
- (3) 着手金 民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事事件の弁護等、事件又は法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対

価として、依頼者が業務を依頼する際に弁護士に支払うべき金員をいう。着手金は、結果の成功、不成功を問わず、依頼者に返還しない。

- (4) 報酬金 民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事事件の弁護等、事件又は法律事務の結果に成功、不成功が生じるものついて、成功の結果が得られたと判明したとき、得られた結果に対して、着手金とは別に依頼者が弁護士に支払う金員をいう。
- (5) 手数料 1回若しくはそれに準ずる程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
- (6) 顧問料 顧問契約によって定められた法律事務を継続的に行うことの対価をいう。
- (7) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 依頼者の弁護士に対する報酬支払期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 着手金 委任契約書及び委任状が作成された日から1週間以内
- (2) 報酬金 事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (3) その他の弁護士報酬 委任契約書で定める期間内

2 前項各号の規定にかかわらず、報酬の支払期間及び方法については、委任契約において別段の定めをすることができる。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。ただし、弁護士が着手金と報酬金を受ける場合において、弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、弁護士は、最終審の報酬金のみを受けるものとする。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(複数の弁護士が関与する事件)

第6条 受任した事件処理について、他の弁護士が関与することとなった場合においても、
弁護士報酬の算定にあたっては、1件の事件として扱う。

2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士が関与することとな
った場合は、前項の規定にかかわらず、弁護士ごとに1件の事件として報酬を算定するも
のとし、それに伴う弁護士報酬の増額分については、依頼者が負担する。

3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難な事件等については、依
頼者がその事情を認めた場合、それに伴う弁護士報酬の増額分については、依頼者が負担
する。

(消費税に相当する額)

第7条 本報酬基準に定める金額については、消費税を加算した金額を弁護士報酬とする。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、相談に要した時間に応じ、30分まで5,000円、30分を超え
る場合は7,000円とする。

(書面による鑑定料)

第9条 書面による鑑定料は、10万円以上、30万円の範囲内で定める。

- 2 事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受け取ることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 着手金及び報酬金の額については、着手金は事件等の経済的利益の額を、報酬金は弁護士が委任事務処理によって確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益が算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、契約に別段の定めがない限り、次の各号の定めるところによる。

- (1) 金銭債権 債権総額 (利息及び遅延損害金を含む)
- (2) 将来債権 債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- (5) 所有権 対象物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権 対象物の時価の2分の1の額。
ただし、その権利の時価が対象物の時価の2分の1の額を超えるときは、権利の時価相当額。
- (7) 建物の所有権 建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額

- (8) 建物についての占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権 第6号の額に、
その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (9) 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- (10) 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (11) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 第5号、第6号、第9号及び前号に準じた額
- (12) 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が取消請求債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (13) 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (14) 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分に争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- (15) 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- (16) 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条の定めるところにより算定した経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応する額に減額する。

2 前条の定めるところにより算定した経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、

経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額するものとする。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益が算定不能な場合)

第13条 第11条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、弁護士と依頼者の協議により、着手金及び報酬金を定める。

2 前項の場合には、経済的利益を800万円と算定して、協議の際の基準とする。

(民事事件の着手金及び報酬金の額)

第14条 起訴事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び、仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、契約に別段の定めがない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表の定めるところにより算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

2 着手金は、前項の規定にかかわらず、10万円を最低額とする。

(調停事件及び示談交渉事件)

第15条 調停事件、示談交渉事件（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、契約に別段の定めがない限り、前条又は第18条の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2の額に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任する場合の着手金は、契約に別段の定めがない限り、前条又は第18条の各規定の定めるところにより算定された額の2分の1の額とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任する場合の着手金は、契約に別段の定めがない限り、前条又は第18条の各規定の定めるところにより算定された額の2分の1の額とする。
- 4 前3項の着手金は、10万円（第18条の規定を準用する場合は5万円）を最低額とする。

（契約締結交渉）

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表の定めるところにより算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金は、10万円を最低額とする。
- 3 契約締結に至り弁護士が報酬金を受けたときは、弁護士が契約書その他の文書を作成し

た場合でも、その作成手数料を請求することはできない。

(督促手続事件)

第17条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表の定めるところにより算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条又は次条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額の差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第14条又は次条の規定により算定された額の2分の1の額とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときに限り、弁護士は報酬金を請求することができる。
- 5 督促手続に続いて民事執行事件を受任する場合、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1の額を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1の額を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第18条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額の差額とし、報酬金の算定については、第14条の規定を準用する。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

受任事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は 離婚交渉事件	30万円以上 50万円以下
離婚訴訟事件	40万円以上 60万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任する場合の着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の2分の1の額とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任する場合の着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の2分の1の額とする。
- 4 前3項の場合において、財産分与、慰謝料等財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額の以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(境界に関する事件)

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

着手金及び報酬金	40万円以上
	60万円以下

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定の定めるところにより算定する。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2の額に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任する場合の着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1の額とする。
- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任する場合の着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1の額とする。

(借地非訟事件)

第21条 借地非訟事件の着手金は、借地権の価額を基準として、次表のとおりとする。

借地権の価額	着手金
5000万円以下の場合	30万円以上
	50万円以下
5000万円を超える場合	上段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 依頼者が申立人である場合 申立が認められたときは借権の価額の2分の1の額を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1の額をそれぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額。
 - (2) 依頼者が相手である場合 申立人の申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の価額の2分の1の額を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分の額又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額。
- 3 借地非訟事件に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2の額に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任する場合の着手金は、第1項の規定により算定された額の2分の1の額とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任する場合の着手金は、第1項の規定により算定された額の2分の1の額とする。

(保全命令申立事件)

- 第22条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条の定めるところにより算定された額の2分の1の額とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定の定めるところにより算定された額の3分の2の額とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条の定めるところにより算定された額の4分の1の額の報酬金を受けることができる。審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定の定めるところにより算定された額の3分の1の額の報酬金を受けることができる。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けすることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬を受けすることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件の着手金及び報酬とは別に受けすることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第23条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1の額とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1の額とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けすることができる。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1の額とする。
 - 4 執行停止申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1の額とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1の額とする。
 - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の額の報酬金を受けすることができる。
 - 6 民事執行事件及び執行停止申立事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第24条 事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の人数等事件の規模並びに事件処理に要すると認められる執務量に応じ、それぞれ、次の各号の定めるところによる。ただし、次の各号の着手金の額は、それぞれの事件に関する保全事件の弁護士報酬も含むものとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 事業者の自己破産事件 | 50万円以上 |
| (2) 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上 |
| (3) 会社整理事件 | 100万円以上 |
| (4) 特別清算事件 | 100万円以上 |
| (5) 会社更生事件 | 200万円以上 |

2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1の額とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。

4 非事業者の自己破産の着手金は、次の各号の定める額とする。ただし、債権者が50名を超える場合には、第1項第1号の規定を準用する。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 債務の額が1,000万円以下の場合 | 債権者数に応じて、次の金額とする。 |
| 10名以下 | 20万円以内 |
| 11名から15名まで | 25万円以内 |
| 16名以上 | 30万円以内 |

(2) 債務の額が1,000万円を超える場合 債権者数にかかわらず、42万円以内。

5 非事業者の自己破産の報酬金は、前項の基準により定める金額を上限として受けることができる。ただし、債権者が50名を超える場合には、第2項の規定を準用する。

6 任意整理から自己破産へと移行した場合

- (1) 任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なかったときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を精算する。
- (2) 任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。ただし、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

(民事再生事件)

第25条 事業者の民事再生事件の着手金は、100万円以上とし、資本金、資産及び負債の額、関係人の人数等事件の規模並びに事件処理に要すると認められる執務量に応じて定める。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬料は、着手金の額に含まれるものとする。

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては、前項の月額で定める弁護士報酬のうち既に受領しているものの額を考慮する。
- 4 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金及び報酬金は、資産及び負債の額、関係人の人数等事件の規模並びに事件処理に要すると認められる執務量に応じ、それぞれ、次の各号の定めるところによる。ただし、債権者数が50名を超える場合又は住居用不動産を除く総財産の価額が3,000万円を超え

る場合には、前3項の規定を準用する。

(1) 着手金

住宅資金特別条項を提出しない場合 30万円以内

住宅資金特別条項を提出する場合 40万円以内

(2) 報酬金

債権者数が15名までで事案簡明な場合 20万円以内

債権者数が15名までの場合 30万円以内

債権者数が16名から30名の場合 40万円以内

債権者数が31名以上の場合 50万円以内

債権者数が31名以上で事案複雑な場合 60万円以内

ただし、月額報酬を受領した場合には、上記の報酬金額から受領した月額報酬を控除した残高のみを報酬金とする。

(3) 分割弁済金代理送金手数料

金融機関の金手数料を含め、1件1回1,000円以内とする。

(任意整理事件)

第26条 前3条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する事件の着手金は、50万円以上とし、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の人数等事件の規模に応じて定める。

2 前項の事件が清算により終了した場合の報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表の定めるところにより算定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により配当源資額を確保した場合

500万円以下の部分	15%
------------	-----

500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者又は依頼者に準ずる者から配当源資額の任意提供を受けた場合

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第3項の規定を準用する。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を行ったときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受け取ることができる。

5 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は、次の各号の定めるところによる。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前4項の規定を準用する。

(1) 着手金 2万円に債権者数を乗じた金額とし、5万円を最低額とする。ただし、同一債権者であっても事業が異なる場合には別の債権者と扱う。

(2) 報酬金 1債権者あたり2万円に次の金額を加算した額を上限とし、個々の債権者と和解が成立した都度、当該債権者についての報酬金を請求することができる。

ア 債権者主張の元金と和解金額の差額の10%相当額

イ 交渉によって過払い金の返還を受けたときは、債権者主張の元金の10%相当額と過払い金の20%相当額の合計額

(3) 分割弁済金代理送金手数料 金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円以内とする

(4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なく

なったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(5) 前各号にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者（中小事業者に対して比較的多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者。以下同じ。）が含まれる任意整理については、商工ローン業者1社について5万円として、着手金及び報酬金を算定するものとし、かつ、着手金の最低額は10万円とする。

(倒産処理事件に伴う訴訟)

第27条 倒産処理事件（任意整理事件を含む。）に関して、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立を行く場合、該当申立に関しては、別途、本報酬基準に基づく通常の報酬を請求することができる。

(日当)

第28条 倒産処理事件（任意整理事件を含む。）の日当については、次の各号の定めるところによる。

(1) 債権者からの提訴に応じるため裁判所への出頭が必要な場合 1回1万円以下。ただし、弁論期日に2回以上出頭する場合又は答弁書以外の準備書面等を作成する場合には、通常の訴訟事件報酬基準と同額の着手金、報酬金を受領することができる。この場合には日当は発生しないものとする。

(2) 債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合 1回2万円以下。ただし、遠隔地の場合は第7章で定める通常の日当基準による。

(行政上の不服申立事件)

第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定される額の3分の2の額とし、報酬金は、同条の規定により算定

される額の2分の1の額とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、10万円を最低額とする。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次表で定めるところによる。

受任事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	30万円以上 50万円以下
起訴前及び起訴後の事件及び再審事件	50万円以上
再審請求事件	50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが特段予想されず、委任事務処理に特段の労力又は期間を要しないと見込まれる事件をいい、起訴前においては事実関係に争いが無い事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる事件（上告事件を除く）、上告審においては事実関係に争いが無い事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、次表で定めるところによる。

受任事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		略式命令請求	50万円以下

	起訴後	刑の執行猶予	
		求刑された刑が減刑	
上段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	50万円以上
		略式命令請求	
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		求刑された刑が減刑	減刑の程度に応じた相当額
		検察官上訴が棄却	50万円以上
再審請求			50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件に該当し、かつ結果において予測された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第32条 起訴前に受任した事件が起訴（略式命令請求を除く。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、起訴後の事件につき、さらに第30条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件の着手金の額は、起訴前の事件の着手金の2分の1の額とする。

2 弁護士は、既に受任している事件に追加して同種の事件を受任する場合において、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されると認められるときは、追加受任する事件の着手金及び報酬金の額を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官が上訴を取り下げたとき、又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若し

くは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮した上、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、それぞれ10万円以上30万円以下の額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき10万以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表で定めるところによる。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	30万円以上
	50万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	30万円以上
	50万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表で定めるところによる。

少年事件の内容	着手金
---------	-----

非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上
その他	30万円以上
	50万円以下

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、既に受任している事件に追加して同種の事件を受任する場合において、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されると認められるときは、追加受任する事件の着手金及び報酬金の額を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致された場合の刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定の定めるところによる。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、既に受領した少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、委任契約に別段の定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表の定めるところにより算定する。経済的利益の額の算定については、第11条及び第12条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	20万円に第14条第1項の規定により算定された着手金の額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に受けることはできない。）	示談交渉をしない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 1.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉をする場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第21条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉をしない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上 10万円以下
	特に複雑又は	弁護士と依頼者との協議により定める額

	特殊な事情がある場合	
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）		10万円以上 20万円以下

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万円以上 20万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益が1000万円未満のもの	10万円
		経済的利益が1000万円以上1億円未満のもの	20万円
		経済的利益が1億円以上のもの	30万円以上
	非 定	基本	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1%

	型		3000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算
内容証明 郵便作成	基本		3万円以上 5万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書 作成	定型		10万円以上 20万円以下
	非 定 型	基本	300万円以下の部分 20万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算
遺言執行	基本		300万円以下の部分 30万円 300万円を超え3000万円以下の部分 2% 3000万円を超え3億円以下の部分 1% 3億円を超える部分 0.5%

	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を受けることができる。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資産額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円をそれぞれ最低額とする。</p> <p>1000万円以下の部分 4%</p> <p>1000万円を超え2000万円以下の部分 3%</p> <p>2000万円を超え1億円以下の部分 2%</p> <p>1億円を超え2億円以下の部分 1%</p> <p>2億円を超え20億円以下の部分 0.5%</p> <p>20億円を超える部分 0.3%</p>
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円とする。
株主総会等指導	基本	30万円
	総会等準備も指導する場合	50万円
	現物出資等証明（会社法第33条）	1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及

10項等に基づく証明)	び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	<p>次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p> <p>給付金額が150万円以下の場合 3万円</p> <p>給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%</p>

第5章 時間制

(時間制)

第39条 時間制とは、受任する事件等に関し、一定時間あたりの単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額を弁護士報酬とすることをいう。

- 2 前項の一定時間あたりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定める。
- 3 前項の場合の一定時間あたりの単価の最低額は、6分につき1,000円とする。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額を、あらかじめ預かるものとする。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条 顧問料は6万円（月額5,000円）以上で、協議により定める額とする。

- 2 顧問契約の期間については、原則として、事業者については1年、非事業者については3カ月とする。
- 3 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 4 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議うえ、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

(日当)

第41条 日当は、次表の定めるところによる。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上 5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万円以上 10万円以下

第8章 実費等

(実費等の負担)

第42条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費を負担する。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼書と協議のうえ、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を清算しないことができる。

(交通機関の利用)

第43条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

(中途終了による清算等)

第44条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任又は事件処理の継続が不可能になったことにより途中で終了したときは、弁護士は、事件処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を依頼者に返還し、又は弁護士報酬の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の場合において、事件等の処理の終了につき弁護士のみ重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を依頼者に返還しなければならない。ただし、弁護士が既に事件の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、その全部又は一部を

返還しないことができる。

- 3 第1項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なくして事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が事件等の処理の重要な部分を終了していないときは、その全部について請求することができない。
- 4 第1項の返還又は請求又は第2項の請求については、弁護士はあらかじめ依頼者と協議しなければならない。

(事件処理の中止等)

第45条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅延したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士はあらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第46条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。